〇 株式会社JG-company外2社らに対する金商法192条申立て事案の概要

JG社を頂点として3社一体で運営。 事業を行うにあたっては、実体のない会社を複数設立。

株式会社JG-company 代表 A

株式会社Master 代表 B 株式会社S&F 代表 C

顧客の取引量に応じた 手数料を受領

勧誘手法の例

- 従業員が実績のある 投資家を装って顧客と 面談し、虚偽ないし 誇張した実績等を 説明。
- 複数の顧客に同時に 同一銘柄の買いを 推奨することで 株価を一時的に急騰 させ、他の顧客に実績 として説明。

①無登録投資助言業

複数のウェブサイトを 通じて顧客を勧誘。契約 締結に至った顧客に対し て個別銘柄の買い推奨 などの投資助言を実施。

・顧客数:延べ約3,700人 当社らが受け取った投資 顧問料(報酬):約37億5 千万円

屛

客

情

報

の

共

②無登録一種業(FX取引の媒介)

- ・顧客にFX取引の自動売買ソフトを販売するとともに、 海外のFX取引業者(FXNoah証券)を紹介。
- ・顧客からFX取引用の金銭を預かり、全く名称の異なる 海外のFX取引業者に送金。
- ・顧客数: 延べ約1,100人、 海外のFX業者から受領した手数料: 約3,200万円

海外のFX業者として紹介。㈱Installation等の口座でFX取引用の資金を受領

FXNoah証券 (実在しない)

顧 客

資金を海外へ送

投

海外FX

取引業者

(実在)

※本資料は、説明のために簡略化されており、省略等されているところがある。